改　　決議第148（WRC-15、改）　付録第30B号（WARC Orb-88）のプランのB部に公式に掲載されている衛星システム

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC Orb-88が、付録第30B号(WARC Orb-88)に含まれる、4500-4800MHz、6725-7025MHz、10.70-10.95GHz、11.20-11.45GHz及び12.75-13.25GHzの周波数帯における固定衛星業務に関するプランを採択したこと。

b)　プランが採択された時、同じ周波数帯において、調整の途中であったり、国際周波数登録原簿（MIFR）に記録されていたり、無線通信局によって1985年８月８日より前に受領された事前公表において情報が参照されている状況であったりした衛星システムがいくつか存在しており、WARC Orb-88において、それらは、全てプランのB部に掲げられたこと。

c)　付録第30B号（WARC Orb-88）の原文では、上記考慮事項b)に述べられている衛星システムは、「既存システム」とされていたこと。

d)　考慮事項b)で特定されている衛星システムは、付録第30Bのリストに挙げられ、又は取り消されていることから、プランのB部は空になっていること。

e)　このため、WRC-07は、付録第30B号のプランのB部を削除したこと。

以下を認め、

a)　付録第30B号（WARC Orb-88）の第9.2節は「プランのB部に掲げられている既存システムは、この付録が効力を有するようになった日から最大20年の期間は運用を継続することができる。」と定めており、結果的にプランのB部の衛星システムの運用の期間は2010年３月16日以降満了すること。

b)　幾つかの主管庁は、これらのシステムの運用を、認識事項a)に述べられている期限の後も継続したいとの意向を示していること。

c)　考慮事項b)で触れられている衛星システムは、付録第30B号の衛星通信網と両立性を備えていること。

以下を決議し、

考慮事項c)において言及されている、通告された「既存システム」の周波数割当ての有効期限を更に延長したい意向を有する主管庁は、それによって延長された通告された有効期限が満了する３年以上前に、その旨を無線通信局に通知するものとし、その割当ての特性が変わらない場合にあっては、無線通信局は、要求に応じ通告された有効期限を改定し、その情報を無線通信局の国際周波数情報回章（BR IFIC）の特別節によって公表するものとすること。

以下を無線通信局に指示する。

1　考慮事項c)において言及されている「既存システム」への割当ての通告された有効期限が失効した場合には、割当てを登録原簿及びリストから取り消すこと。

2　考慮事項c)において言及されている「既存システム」の総体的なC/I値を、これらのシステム間の混信は考慮に入れず計算すること。

3　前述の決議事項に従って適切な措置を執ること。

改　　決議第154（WRC-15、改）　第一地域の国における航空機の安全運航の支援及び気象情報の確実な配信の支援として、3400-4200MHzの周波数帯における既存及び将来の固定衛星業務の地球局を支援するための技術上及び規制上の措置の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　3400-4200MHzの周波数帯は、世界規模で宇宙から地球方向への固定衛星業務（FSS）及び固定業務に一次的基礎で分配されていること。

b)　3400-3600MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務を除く移動業務に分配され、かつ、無線通信規則の第５条の規定に定める第一地域の国々においてIMTに特定されていること。

c)　第一地域では、3400-3600MHzの周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への分配は、近隣諸国の共に一次である業務との両立性を確実に可能にすることを目指した技術上及び規制上の条件に従うことを条件としていること。

d)　かなりの数の開発途上国が、航空機の安全運航の支援及び気象情報の確実な配信の支援として、通信手段の提供のために、大部分を3400-4200MHzの周波数帯で超小型地球局(VSAT)を使用したFSSシステムに依存していること。

e)　十分な地上通信基盤がない一部の場合においては、通信基盤に対する国際民間航空機関（ICAO）からの要求全体を満足するとともに、世界気象機関（WMO）主導による気象情報の配信を確保するためには、前述の考慮事項d）に示したVSAT網が通信基盤を補強する唯一の実行可能な選択肢であること。

f)　関連するITUの無線通信部門(ITU-R)の研究が、パラメータやこれらの業務の局の配置によっては、1km以下から数百kmまでの距離において固定無線アクセス局及びIMTの無線局からFSS受信地球局への混信の可能性を示していること。

g)　WRC-12が、前述の考慮事項f)で述べた研究を考慮し、前述の考慮事項e)に示すFSS地球局を支援する技術上及び規制上の措置を研究することを決定したこと。

以下に留意し、

a)　この会合の日までに、固定無線アクセス局又はIMTの無線局から航空安全の通信のために使用されているFSS VSATに対して有害な混信を与える幾つかの場合が報告されていること。

b)　報告されているこれらの混信の事例は、一部の主管庁が固定無線アクセス又はIMTシステムに割り当てられた周波数と航空及び気象の目的のために使用されているVSATに割り当てられた周波数との間の周波数調整において遭遇した困難さを示していること。

c)　相当量の行政上の関連作業を伴うとの理由から、多くの国々において、FSS VSATの地球局が個別の免許を取得することを条件とせず、それらの国々の国内周波数データベース及びITUの国際周波数登録原簿(MIFR)に特定の局として登録していないこと。

d)　航空機の安全運航及び／又は気象情報の配信の支援として通信のために使用するVSAT局の位置及び運用周波数の知識が、他のサービスとの両立を確保する上で極めて重要であること。

以下を認識し、

a)　ITU-Rが、3400-4200MHzの周波数帯において一方をFSSとし、もう一方を固定無線アクセス及びIMTアプリケーションとした両立性の包括的な研究を実施し、その研究成果をITU-R勧告SF.1486並びにITU-R報告S.2199、ITU-R報告M.2109及びITU-R報告S.2368にまとめたこと。

b)　認識事項a）で特定した勧告及び報告が、国際調整及び国内レベルの調整に採用可能な一連の軽減技術を提供し、FSS、固定業務及び移動業務システムの共存を促進していること。

c)　ITU-R勧告S.1856が、無線通信規則に規定する関連する電力束密度(pfd)の制限値の遵守を検証する方法を記載していること。

以下を決議する。

1　3400-3600MHzの周波数帯が第一地域において航空移動業務を除く移動業務に一次的基礎で分配され、かつ第一地域においてIMTに特定されている国々の主管庁が、無線通信規則に記載した関連する規定をIMTの無線局が遵守することを確保し、及びこれらのIMTの無線局によるアプリケーションを使用する以前に関連する調整手続を適用することを勧告すること。

2　第一地域の主管庁が、前述の考慮事項b)に示した周波数帯において固定ポイント・ツー・ポイント、固定無線アクセス及びIMTシステムを計画している及び／又は免許を付与